

コロナ禍における緊急的な大学等授業料の引き下げ及び  
大学等への財政支援を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、大学等に通う学生の生活にも深刻な影響を及ぼしており、アルバイト収入や仕送りの減少により、授業料や生活費の支払いに困窮する学生も少なくない。

文部科学省の調査によると、全国の大学等において、昨年4月から10月に約5,000人もの学生が、新型コロナウイルス感染症の影響により中退・休学していることが明らかになった。国においては、アルバイト収入が大幅に減少した学生に対し最大20万円の給付金を支給する等の支援を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することで、経済的に困窮し、中退・休学する学生の増加が危惧されている。

大学等においても、経済的に困難な学生を支援するため、授業料の納付猶予・分納・減免のほか、現金給付や学習機材の貸与等、独自の支援が行われているところであるが、学ぶ意欲のある若者が、経済的理由により修学を断念することがないように、学生及び学生を経済的に支える大学等双方へのより一層の支援が求められている。

よって、政府においては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 大学等授業料の負担軽減のため、授業料の免除枠拡大や引き下げ等、無償化に向けた取組を進めること。
- 2 学生への独自の支援を行っている大学等に対し、それに見合った財政支援を行うこと。
- 3 経済的に非常に困窮している学生へ支援制度の周知徹底に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年（2021年）3月30日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣  
（提出者）民主市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに  
市民ネットワーク北海道石川さわ子議員